

令和6年度 特定検診のお知らせを お送りしています

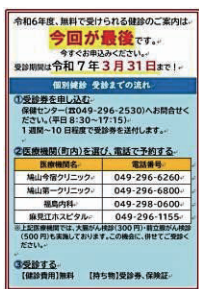
令和6年度特定健診の申し込みがお済みでないと思われる方(令和6年12月13日時点)に案内ハガキをお送りしました。

町内医療機関では、令和7年3月31日(月)まで個別健(検)診が受けられます。

無料で受けられる特定健診のほか、大腸がん検診(300円)、前立腺がん検診(500円)、肝炎ウイルス検診(500円)も実施しています。この機会にぜひご受診ください。

■問合せ 町保健センター

☎ 296-2530



人間ドック費用の一部を 助成します

■対象 町の国民健康保険に加入していて、国民健康保険税を滞納していない方のうち、受検日の属する年度において35歳以上になる方。もしくは、埼玉県後期高齢者医療保険の被保険者で、保険料を滞納していない方。
※申請に際し「検査結果」の提出が必要となります。

■助成額 検診料の3分の2以内
限度額 25,000円(千円未満切捨て)
詳しくは町ホームページをご覧ください。
■問合せ 役場町民健康課

☎ 296-5891

令和6年度

	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)
標準保険税率(a)	6.91	40,987	2.83	16,373	2.32	16,431
鳩山町の税率(b)	6.80	30,000	1.60	12,000	1.40	14,000
差(a-b)	0.11	10,987	1.23	4,373	0.92	2,431

※1 医療給付費分：医療費の財源

※2 後期高齢者支援金分：後期高齢者医療制度への支援金

※3 介護納付金分：介護保険制度への納付金

**安定的な
財政運営を目指して**

令和6年度の鳩山町の税率と県が示す市町村標準保険税率を比較すると、上図のように差があります。国民健康保険運営の広域化により、県の方針に基づきこの差を無くしていくこととなりますので、今後段階的に県の示す標準保険税率に基づく保険税率となることにご理解をお願いします。

町の国民健康保険の被保険者は年々減少傾向です。被保険者の年齢構成では、65歳〜74歳の割合が全体の約6割を占めています。今後も75歳を迎えることによる後期高齢者医療制度への移行等から減少傾向は続くと思われ、全国的な傾向となっています。

被保険者数が減少する一方で、一人あたりの医療費は、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などにより増加傾向となっています。

町では、医療費を極力抑制するため、特定健診・保健指導の受診勧奨やデータ分析による保健事業、国保税収率向上対策などに取り組み、国・県からより多くの交付金を得るよう努めています。併せて保険料の負担が他の医療保険と比べて重くなっていることから、保険税の負担軽減を含めた財政基盤の強化を国に対して要望しています。

町では、医療費を抑制するため、次のような取組により、国・県からより多くの交付金を得るよう努めています。皆さまのご協力をお願いします。

- 特定健診・保健指導の受診勧奨
- ジェネリック医薬品の利用促進
- 生活習慣病重症化予防事業
- データ分析による保健事業
- 国保税収率向上対策 など



みんなで支えあう 国民健康保険

鳩山町の被保険者数や加入世帯数は近年減少し、医療の進化・高度化に伴い医療費が高額化しています。この傾向は鳩山町だけではなく全国的な傾向となっています。今月号では、町の国民健康保険の状況をお知らせします。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

国民健康保険の運営の広域化

埼玉県の役割

財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的事業の確保など、運営の中心的役割を担います。

- 市町村ごとの納付金額を決定
- 市町村ごとの標準保険税率等の設定
- 納付に必要な費用を全額市町村に交付
- 国保運営方針(県内の統一の方針)を定め、市町村の事務の効率化・広域化を推進など

市町村の役割

被保険者と関係するきめ細かい事業を引き続き担います。

- 資格管理(資格確認書等の発行)
- 保険給付
- 保険税率の決定
- 保険税の賦課・徴収
- 保健事業 など

**国民健康保険の
運営の広域化**

国民健康保険は、市町村それぞれが被保険者となって運営していましたが、平成30年度から広域化し、都道府県と市町村が共同被保険者となって運営しています。

この広域化は、都道府県が国保運営の中心的な役割を担うことにより、予期しない医療費増の財政リスクの軽減など、より安定的な財政運営と効率的な事業運営を行い、国民健康保険制度の安定化を図ることを目的としています。

市町村は、資格管理(資格確認書等の発行)・保険給付、保険税率の決定、保険税の賦課・徴収、保健事業などを実施します。

埼玉県は財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的事業の確保など、運営の中心的役割を担い、県内の統一の方針である国保運営方針を定め、市町村ごとの納付金額の決定や、市町村ごとの標準保険税率等の設定、市町村事務の効率化・標準化・広域化を推進しています。

国民健康保険の 統一化に向けた取組

県は、令和6年度から令和11年度を計画期間とする埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)を定めています。運営方針は、県と市町村が共同運営する上での指針となるもので、国民健康保険の医療費の推計や財政の見直しなどを定めています。

この運営方針では、国の方針に基づき、県内どこに住んでいても、原則として同じ世帯構成、同じ所得であれば同じ保険税額となる保険税率の統一を、令和12年度の目標としています。

そして、段階的な取り組みとして令和9年度に、県が示す市町村ごとの保険税率の標準的な水準である「市町村標準保険税率」を、県内全市町村が目指すことが求められています。

この市町村標準保険税率は、国保財政の健全化を目的に、市町村が目指すべき方向性を決定する際の参考値とするよう、県が法律に基づき毎年度示すものです。